

重要なお知らせですので、必ずご確認ください。

ー平成31年度より、互助会の2つの事業が大きく変わりますー

① 人間ドック制度の補助対象者が全員から35歳及び40歳以上に限定されます。

ドック受診者は、個人負担分を各医療機関の窓口で当日直接お支払いただきます。

② 「健康増進・芸術鑑賞」が「エンジョイサポート事業」という名称に変わります。

補助対象が広がり、請求回数が年度1回のみとなります。

1 はじめに

平成30年7月13日付互助会報（号外）で全会員の方へお知らせしましたとおり、互助会では、今まで豊富な資金と高い運用益に支えられ、事業を拡大し会員への福利厚生事業を充実させてきました。

しかし、平成18年4月以降、退職生業資金の見直し等を行ってきたものの毎年資産は減少し、運用益も低金利を背景に思うように上げることができない状況にあります。

この状況を踏まえ、2つの事業変更を行っていくことといたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

10年先、20年先も会員の福祉の向上と生活の安定に貢献できる互助会でありたいと思っておりますので、皆様には、今後も御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2 平成31年度からの変更事業について

人間ドック事業について ～ドック補助対象者が変わります～

(1) 1日ドックの補助対象者を限定します！

1日ドックについては、平成30年度までは現職会員全てが受診料補助の対象でしたが、厚生労働省及び公立学校共済組合の指針に従って、受診年齢を限定するとともに、公立学校共済組合においては、専門検診（がん検診）の充実を図ることとなりました。

平成31年度からは、共済組合と共同で実施しています1日ドックの補助は、下に示しています会員の方が対象となります。補助対象外の会員の方につきましては、全額自己負担で人間ドックを受診していただくか、各自治体が発行している定期健康診断を受診していただくこととなります。

○補助対象会員 : 35歳及び40歳以上の会員 <<年度満年齢>>

(2)定額補助方式を導入し、**個人負担額**分は受診時に直接窓口支払いとなります！

対象となった会員の方は、1日ドック受診料から互助会負担額22,000円を差引いた**個人負担額**分を受診時に各医療機関の窓口へ直接支払っていただきます。

受診当日は、必ず「**人間ドック補助決定通知書**」を持参してください。(忘れた場合は、全額自己負担となる場合があります。) ※自己負担額(参考額)は次表のとおりです。

<1日ドック受診料及び各負担額表>

受診病院	1日ドック受診料	互助会負担額	個人負担額
佐賀県医師会会員医療機関	37,552円	22,000円	15,552円
新武雄病院	35,640円		13,640円
九州中央病院	30,240円		8,240円
聖マリアヘルスケアセンター	40,672円		18,672円
高木病院	38,880円		16,880円

この表は平成30年度の契約額です。平成31年度は変更となる場合がありますので、平成31年度の受診料については、改めてお知らせする予定です。

(3)女性検診(乳がん検診、子宮頸がん検診)は、**共済組合**が実施します！

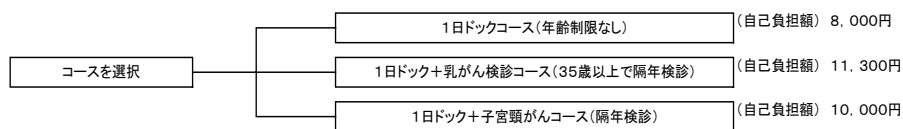
これまで互助会で実施しておりましたが、平成31年度より共済組合の事業として実施します。

(4)1日ドック補助対象外の会員の方及び対象者であるが**定期健康診断**を受けられる会員の方は、**芸術鑑賞**に代わる「**エンジョイサポート事業**」において2万円までの補助が受けられます！ (次ページ参照)

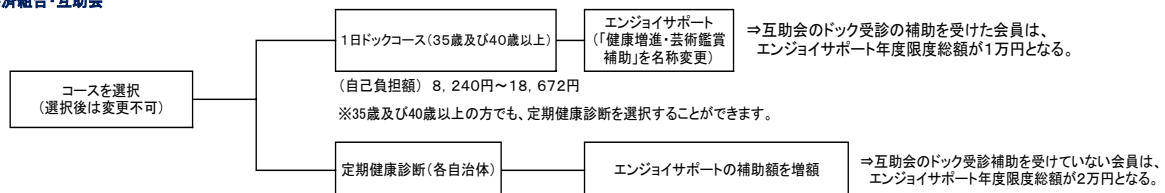
新人間ドック制度について(平成31年度から実施予定)

現在、共済組合と互助会で「1日ドック」及び「1日ドック+女性検診」の事業を実施しているが、限られた財源の中で、会員の選択肢を増やし、満足度を上げ、同時に今後不足する財源を確保するために、女性検診(乳がん、子宮頸がん)を1日ドックから切り離し、1日ドックに年齢制限を設ける。

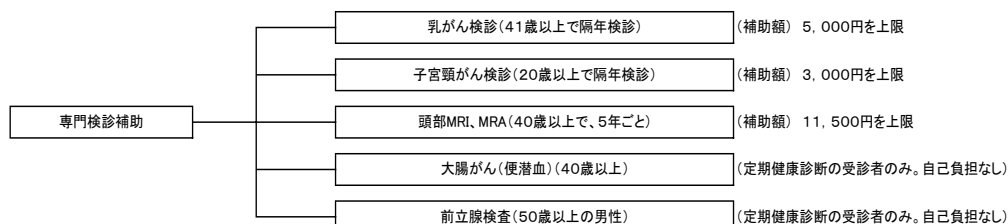
【現行制度】 共済組合・互助会



【新制度】 (1)共済組合・互助会



(2)共済組合



エンジョイサポート事業について ～補助対象範囲が広がります～

(1)事業変更の理由

近年、会員の方からの請求が多様化し、現行の制度「健康増進・芸術鑑賞補助」では対応が年々難しくなってきました。会員の方々が求めるリフレッシュ活動と互助会の事業の補助対象となるものには違いが生じてきたことから、昨年度より理事会及び作業部会等において、財政面も含め審議を行い、福利厚生事業を見直すことといたしました。

限られた財源のなかで、満足度を上げ、会員の皆様が心身ともにリフレッシュしていただけるよう、人間ドック事業の変更と併せ、「健康増進・芸術鑑賞」補助事業を「エンジョイサポート事業」に改めることといたします。

(2)事業開始 平成31年度（2019年度）より

(3)対象範囲 「健康増進・芸術鑑賞」から対象範囲が広がります！（下線が新規）

①健康増進

スポーツ活動費、温泉入浴料金、リラクゼーション、予防接種

②余暇活動

芸術鑑賞、スポーツ観戦、
テーマパーク（遊園地、動・植物園、水族館）

③自己啓発

各種検定・資格取得試験料、通信教育

(4)請求回数 年度1回（まとめて提出してください）

(5)請求期限 次年度の4月末まで（給付は5月以降）
利用期間は、4月1日から3月31日

(6)請求書様式 別紙「エンジョイサポート事業請求書（案）」のとおり

(7)補助額 利用料金（税込）の半額（100円未満切捨て）

(8)補助限度額 請求額（税込）の1/2（100円未満切捨て）
①ドック補助者 10,000円
②ドック未補助者 20,000円

※但し、当初人間ドック受診を希望していたが、都合上受診されなかった場合は、①のドック補助者扱いとなります。

今後のスケジュール（予定）

内 容	人間ドック		エンジョイサポート	
	現職会員	新規会員	現職会員	新規会員
人間ドック補助申込調査 ⇒対象者（35歳及び40歳以上） に申込の有無の調査を行う。	2月中旬 ～ 3月上旬	4月中旬 ～ 5月上旬	—	—
◎人間ドック補助決定通知書 ☆エンジョイサポート請求書 各所属への発送時期	◎4月中旬	◎6月中旬	☆6月中旬	☆6月中旬

※人間ドックの受診期間は、4月1日から10月31日までです。ただし、新規会員については、6月1日から10月31日までとなります。

※エンジョイサポート請求書が届くまでは請求できませんが、4月以降の利用分はすべて対象となりますので、領収書などの添付書類は大切に保管し、まとめて1回で請求してください。

※請求書案ですので、様式が一部変わることがございます。

エンジョイサポート事業請求書 (案)

所属事務 担当者印	所属名					
	所属コード					
印	維新高等学校					
	3	3	3	3	3	3

区分	補助内容	利用(購入)金額
健康増進	スポーツ活動費 (大会参加費、施設利用、スポーツクラブ)	小計 5,000 円
	温泉施設利用 (日帰り温泉入浴料)	小計 1,000 円
	リラクゼーション (全身マッサージ・アロマオイル など) ※治療行為以外を対象とする。	小計 1,000 円
	予防接種 (インフルエンザ予防接種 など)	小計 1,000 円
余暇活動	芸術鑑賞 (コンサート、映画、美術館、博物館、演劇)	小計 5,000 円
	スポーツ観戦 (野球、サッカー など)	小計 3,000 円
	テーマパーク (遊園地、動植物園、水族館)	小計 5,000 円
自己啓発	資格取得・受講 (各種検定・資格取得試験料、講演会 など)	小計 5,000 円
	通信教育 (産業能率大学、ユーキャン など)	小計 5,000 円

給付 コード	会員氏名									家族 コード	請求書提出期限									
	職員番号										年号	年	月	日						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
5	4	0	佐賀 太郎									0	0		3	2	0	4	3	0
			5	5	5	5	5	5	5											

利用合計金額					
25	26	27	28	29	30
3	1	0	0	0	0

※利用合計金額の1/2 (100円未満切捨て) が補助されます。ただし補助限度額は、20,000円です。

上記の通り請求します。

一般財団法人佐賀県教職員互助会 理事長 様
平成 32 年 3 月 25 日

※来年5月から元号が変わります。

所属名 佐賀県立維新高等学校
所属電話番号 (0952) 77-7777
会員氏名 佐賀 太郎 印